

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

| | |
|--|--|
| (宛先) 京都府知事 | 2024年 8月 4日 |
| 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1 | 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） イオンリテール株式会社 代表取締役 井出 武美 |

| 前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等 | 第一種特定製品の種類 | 前年度 | | | | | | | |
|-------------------------------------|--|---|-------|----------|----------|--|--|--|--|
| | | 年度当初の保有台数 | 整備台数 | 廃棄台数 | 年度末の保有台数 | | | | |
| | エアコンディショナー | 603 台 | 28 台 | 3 台 | 605 台 | | | | |
| | 冷蔵機器及び冷凍機器 | 610 台 | 37 台 | 4 台 | 624 台 | | | | |
| 前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量 | 第一種特定製品の種類 | 代替フロン充填量 | | 代替フロン回収量 | | | | | |
| | エアコンディショナー | 56.9 | キログラム | 28.1 | キログラム | | | | |
| | 冷蔵機器及び冷凍機器 | 530.8 | キログラム | 1.06 | キログラム | | | | |
| 冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制 | 使 用 時 | 各店舗で所有している冷媒用代替フロン使用機器の簡易点検マニュアルを作成し、それに基づき委託している設備会社が点検を実施。第一種特定製品については、管理業務システムを用いて点検記録の保存を行い関係者のみ閲覧できる状態とし、確実に点検ができる体制を導入している。 | | | | | | | |
| | 廃 棄 時 | 第一種特定製品の廃棄時には、当該機器のフロン管理担当者が府の登録を受けた第一種フロン類充填改修業者に冷媒用代替フロンの回収を依頼するよう管理運用している。廃棄後の点検記録簿の保存を業務システムで管理しており常に閲覧できる体制をとっている。 | | | | | | | |
| 冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況 | 使 用 時 | 各店舗で所有しているエアコンに対して、夏期前に室外機のフィン洗浄や室内機のフィルター清掃と同時に機器の異音等不良を目視確認している。業務用冷凍機器は監視装置を設置し、冷媒用代替フロンの漏洩を早期発見し、大量漏洩を未然に防いでいる。 | | | | | | | |
| | 廃 棄 時 | マニュアルにて充填回収業者から破壊証明書が回付されたことを確認し、第一種特定製品の廃棄時に改修された冷媒用代替フロンが適切に処理されたことを確認するようしている。社内研修にて第一種特定製品廃棄時の遵守事項講習を受けている。 | | | | | | | |
| ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針 | 第一種特定製品を更新・新設する場合は、地球温暖化係数が最も低い冷媒を使用したトップランナー製品の導入を検討する。 | | | | | | | | |
| 特記事項 | | | | | | | | | |

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。